



千代田区児童指導員(会計年度任用職員) 採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	児童指導員
職務内容	(1)児童センター・児童館における保育業務及び、これに付随する子育て支援業務に関すること。 (2)児童センター・児童館における遊びの指導業務及び、これに付随する児童の健全育成業務に関すること。 (3)その他子ども部長が児童センター・児童館の円滑な運営を図るために必要であると認めること。
必要な資格等	次のいずれかの要件を満たす者 ※取得見込者を含む (1)児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保育士資格を有する者 (2)教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 (3)(1)(2)の他、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条第 2 項（参考 1）の各号のいずれかに該当する者
任用期間	令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ※ただし、令和 9 年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。 ※産休等を取得する職員の代替となるため、任用期間は産休等に応じたものとなり、その期間が変更となった場合は、任用期間が短縮又は延長となります。 令和 9 年度以降も引き続き当該産休等代替職員が育児休業を取得した場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則 1 か月 ※ 1 か月の実勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 ※任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1 名

注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第 16 条（参考 2）の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	【報酬額】 報酬月額 242,650 円（令和 8 年 4 月 1 日現在） ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に、給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、常勤職員に準じて増額又は減額される場合があります。 【期末・勤勉手当】 年間の期末・勤勉手当の合計支給月数 計 2.45 月（令和 8 年 4 月 1 日現在） 法令等の基準を満たす場合は、12 月に期末・勤勉手当の支給があります。ただし、支給期、支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。 【費用弁償】 このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。
勤務場所	【四番町児童館】四番町 5－8 JR 市ヶ谷駅徒歩 5 分、有楽町線・都営新宿線市ヶ谷駅 5 分、有楽町線麴町駅 5 分 ※組織改正等により変更がある場合があります。 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務日数	月 16 日勤務（月～土のシフト制）※年数回、日曜日の勤務があります。
勤務時間	8：10～19：15 までの間において、1 日当たり 7 時間 45 分（休憩時間 60 分を除く。）
休 暇 等	10 月からの採用（初年度）の場合、1 年間に 3 日年次有給休暇が付与されます。それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。このほか、慶弔休暇等があります。
週休日・休 日	勤務日以外の日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始の指定日等
保 険	東京都職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

3 申込み手続き

(1) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書、資格証等の写し）を下記のとおり郵送又は千代田区児童・家庭支援センター子育て事業系の窓口に提出してください。

※履歴書には、必ず志望動機を記入（別紙でも可）するとともに、実務経験があれば記入してください。

※資格証等の写しについて、取得見込みの場合は見込証明書を添付してください。

(2) 申込期間

方法	申込期限	注意事項
郵送	令和8年 8月25日（火） （必着）	A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「千代田区児童指導員（会計年度任用職員）採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和8年 8月25日（火）	受付時間は、8：30～17：00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

(3) 郵送先、提出先及び問合せ先

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-4-4（PMO神田須田町4階）

千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係

電話 03-5298-2424（直通）

応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査及び面接
面接日	令和8年9月2日（水）～令和8年9月3日（木）（予定） ※詳細な日時は、別途お知らせします。
面接会場	千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 東京都千代田区神田須田町1-4-4（PMO神田須田町4階会議室）
選考案内通知	令和8年8月26日（水）以降に郵送します。なお、令和8年8月31日（月）までに届かない場合は、児童・家庭支援センター 子育て事業係までお問い合わせください。 <u>※選考案内通知は、選考日当日必ずお持ちください。</u>
合格発表	令和8年9月上旬（予定）までに、可否にかかわらず受験者全員に通知します。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

(参考1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(参考2) 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

6 こども性暴力防止法に基づく対応について

本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものとします。（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は＜参考3＞を参照）

＜参考3＞学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。